

鹿島市規則第7号

鹿島市移住体験施設設置条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿島市移住体験施設設置条例（平成30年条例第6号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(使用許可申請)

第3条 条例第7条の規定により、移住体験施設の使用許可を受けようとする者は、移住体験施設宿泊使用（変更）許可申請書（様式第1号）又は移住体験施設使用（変更）許可申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。許可を受けた事項を変更するときも、同様とする。

2 前項の規定による申請は、移住体験事業については使用しようとする日の初日の10日前までに、交流事業については使用しようとする日の5日前までに、市長に提出しなければならない。

(使用の許可)

第4条 市長は、前条による許可申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、移住体験施設宿泊使用（変更）許可書（様式第3号）又は移住体験施設使用（変更）許可書（様式第4号）を交付するものとする。

- (1) 条例第3条に規定する事業として使用すること。
- (2) 移住体験事業として移住体験施設を使用しようとするときは、使用する者が鹿島市内への移住を希望している者及びその家族であって、鹿島市の区域外に在住していること。
- (3) 前号に規定するときには、使用が連続した1泊3泊14日以上3泊3日以内であること。ただし、その使用は、宿泊開始日は午後2時以降から、宿泊終了日は正午までの時間内であること。
- (4) 第2号に規定するときには、同一人物又は同一団体による使用が同年度中、2回目以下であること。
- (5) 条例第8条各号のいずれにも該当しないこと。

(使用者の遵守事項)

第5条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 使用者は、移住体験施設の鍵を受け取った後は、外出時及び就寝時等に施錠し、適正な管理に努めること。
- (2) 使用者は、火気の取り扱いに注意し、水道の凍結を防止するとともに、移住体験施設の備品、什器等を適正に取り扱うこと。
- (3) 使用者は、移住体験施設の使用期間が満了したときは、直ちに当該施設の鍵を返却すること。
- (4) その他、市長の指示に従うこと。

(行為の制限)

第6条 使用者は、施設において次に掲げる事項をしてはならない。

- (1) 物品の販売、寄附の要請その他これに類する行為をすること。
- (2) 興行を行うこと。
- (3) 展示会その他これに類する催しをすること。
- (4) 文書、図画その他印刷物を貼付し、又は配布すること。
- (5) 宗教の普及、勧誘、儀式その他これに類する行為をすること。
- (6) 近所の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (7) 喫煙すること。ただし、施設外は除く。
- (8) 犬や猫などのペットを持ち込むこと。
- (9) 施設の全部又は一部を転貸し、又はその使用の権利を譲渡すること。
- (10) その他施設の使用にふさわしくない行為をすること。

(使用許可取消通知)

第7条 市長は、条例第9条により使用の許可を取り消すときは、移住体験施設(宿泊)使用許可取消通知書(様式第5号)を交付しなければならない。

(使用料の減免)

第8条 条例第11条の規定により減免する使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 市が主催し、若しくは共催する行事又は委託する行事に使用するとき
全額
- (2) 災害に起因するとき
全額
- (3) その他市長が特に必要と認めたとき
半額

2 使用料の減免を受けようとする者は、鹿島市移住体験施設使用料減免申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(事故免責)

第 9 条 施設が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、当該施設内又は施設周辺で発生した事故等に対し、市はその責任を負わないものとする。

(準用)

第 10 条 第 2 条から第 5 条及び第 7 条の規定は、条例第 15 条により指定管理者に移住体験施設の管理を行わせる場合に準用する。この場合において、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(補則)

第 11 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。